

## 私設取引システム（PTS）における有価証券の売買の清算対象取引への追加に係る制度改正について

平成21年10月1日

株式会社日本証券クリアリング機構

項 目	内 容	備 考
I. 趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社の金融商品債務引受業の対象とする債務の起因となる取引（以下「清算対象取引」という。）に、私設取引システム（Proprietary Trading System、以下「PTS」という。）において金融商品債務引受対象業者が行う有価証券の売買を追加することとし、追加対象とする有価証券及び取引の範囲の規定や清算基金所要額の算出方法等、所要の制度整備を行うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度改正後は、当社を清算機関として指定するPTSにおいて成立した有価証券の売買については、当社が債務を引き受けることにより決済保証を行い、取引所において成立する有価証券の売買とネットィングの上で決済を行うこととなることから、証券取引における効率性、利便性及び安全性が一層高まることを見込まれる。</li> </ul>
II. 改正の概要		
1. PTS運営業者との清算機関指定契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>私設取引システム運営業務を営む金融商品取引業者（以下「PTS運営業者」という。）は、その運営するPTSにおいて成立する有価証券の売買に係る債務引受けを当社に行わせる場合には、清算対象取引に関し金融商品債務引受業を行わせる金融商品取引清算機関として当社を指定する旨の契約をあらかじめ当社との間で締結するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算対象取引及び清算対象取引の対象とする有価証券の範囲は当該清算機関指定契約において個別に定めるものとする。</li> </ul>
2. 清算対象取引		
（1）清算対象取引の対象とする有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算対象取引の対象とする金融商品はDVP対象有価証券（転換社債型新株予約権付社債券を除く）とする。</li> </ul>	
（2）清算対象取引の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務引受対象とする清算対象取引は、普通取引（売買契約締結の日から起算して</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すなわち、午前0時から午後5時30分ま</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
3. 清算参加者	<p>4日目（休業日を除外する。以下同じ。）に決済を行う取引をいう。）とする。ただし、PTSにおいて午後5時30分より後に成立する取引については、売買契約締結の日から起算して5日目に決済を行う取引を清算対象取引とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現物清算資格を有する者（現物清算参加者）がPTSにおいて成立する清算対象取引について当社が行う金融商品債務引受業の相手方となることができるものとする。</li> </ul>	<p>でに成立する取引は4日目に、午後5時30分より後の当日中に成立する取引は5日目に決済を行うこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PTSにおいて取引を行う金融商品債務引受対象業者は、現物清算資格を有しているか、現物清算資格に係る他社清算資格を有するものとの間で清算受託契約を締結している必要がある。</li> </ul>
4. 債務の引受け	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、PTSにおいて清算対象取引が成立したときに当該清算対象取引に係る債務引受けを行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務引受けのタイミングについては既存の取引所取引と同様。</li> </ul>
5. 決済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算対象取引の対象とする有価証券における既存の決済方法と同様の方法により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DVP対象有価証券であるため、バイインに係る一部決済を除きDVP決済が行われる。</li> <li>授受する金銭及び有価証券の数量については取引所取引の約定分とネットティングの上で額及び数量を定める。</li> </ul>
6. DVP清算値段	<ul style="list-style-type: none"> <li>DVP清算値段の設定に際しては、現行どおり金融商品取引所における約定値段を採用することとし、PTSにおける約定値段は考慮しないこととする。</li> </ul>	
7. 決済履行保証制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の現物取引における取扱いと同一とする。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
8. 清算基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>現物清算基金所要額（現物清算基金基礎基準額及び現物清算基金臨時変更基準額）の算出に際しては、PTSにおいて成立した未決済の清算約定について、取引所取引における未決済の清算約定と同様に取り扱うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>値洗損失相当額についてはPTSにおける約定値段と当該有価証券の当日評価額との差額分を加味して算出し、総想定損失相当額については差引有価証券当日評価額の算出にあたりPTSにおける買付数量及び売付数量を加味することとなる。</li> </ul>
9. 清算手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTSにおいて成立した有価証券の売買の債務引受けに係る清算手数料については既存の現物有価証券の取引所取引における取扱いと同一とする。</li> </ul>	
10. 銘柄管理手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>別途検討する。</li> </ul>	
Ⅲ. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年7月以降を目途に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な債務引受開始時期については、今後当社と清算機関指定契約を結ぶ予定のPTS運営業者との間で調整の上決定する。</li> </ul>

以 上